

平成24年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総務部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
事業課	におの湖賞場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年7月9日	各ボートレース施行者	34,339,750	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	近江戦国夏の陣競走場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年7月30日	各ボートレース施行者	9,009,892	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	近江戦国絵巻第2戦びわこカップ競走場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年8月15日	各ボートレース施行者	59,558,318	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	オールニッポン選抜戦競走場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年8月29日	各ボートレース施行者	32,917,414	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	近江戦国絵巻第3戦琵琶湖合戦競走場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年9月10日	各ボートレース施行者	27,788,348	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2
事業課	GⅢキリンカップ競走場外発売業務委託	びわこボートレース場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成24年9月18日	各ボートレース施行者	121,036,234	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がないため。	2号	2